この町が好き、だから、
この町で住み続けたい



高校生までの医療費を無料化！～平成24年4月から対象年齢拡大～



福島町では、子育て世代の負担軽減を図り、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、定住促進と少子化防止に寄与することを目的として、平成24年4月1日から乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を引き上げ、通院・入院ともに高校生までに拡大し、医療費自己負担を全額助成することにしました。

また、今回の制度拡大に合わせて重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成制度による医療費助成を受給されている方の内、18歳までの方についても同様に助成内容を拡大します。

①受給対象年齢の拡大

（現　在）12歳に達する日以後の最初の3月31日まで

（改正後）18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※1

※1　中学校卒業後、高等学校（定時制、通信制を除く）へ在学していることが受給の条件となります。

②助成額の拡大

（現　在）①非課税世帯及び3歳未満児まで→医療費に係る初診時一部負担金を除いた額
②課税世帯→医療費に係る自己負担一割を除いた額

（改正後）年齢と課税状態に関わらず全額助成

③助成範囲

通院・入院費（保険診療外経費は除きます。）

④申請方法

医療費助成制度を受給するためには申請が必要となります。
申請方法については下記の連絡先へお問い合わせください。

■お問い合わせ先

役場/保健福祉課　電話（0139）47－4682

住み慣れたこの場所で子育てをしてみませんか？



福島町での暮らしを応援するため、地域の宝である子どもの子育てを地域全体で支援する目的で「福島町ふるさと暮らし応援条例」を制定いたしました。

当条例は、2つの事業で構成されており、1つが「福島町出産祝金交付事業」、2つ目が「福島町定住促進住宅等奨励事業」となっています。

条例は、平成24年4月1日から対象となります。

出産祝金交付事業

●交付対象者

①町内に居住し、住民登録を行っている人で、町に出生届を提出し、新生児を養育している方
②出産後も引き続き町内に定住する旨の誓約をされた方

●奨励金の額

①第一子　　5万円
（うち町内商品券での支給割合が30％）
②第二子　　20万円
（うち町内商品券での支給割合が30％）
②第三子以上　100万円
（うち町内商品券での支給割合が30％）ただし、1年目50万円、2年目30万円、3年目20万円（2年目以降の支給は誕生月とします。）

●申請時期

出産の日から1月を経過した日以降から申請が可能で、受給資格を満たしてから1年以内に行わなければ交付が受けられません。

定住促進住宅等奨励事業

●交付対象者

①町内に居住し、住民登録を行っている人で、現在、アパートや公営住宅等に入居している方が、新たに定住を目的に住宅を新築又は中古住宅等を購入した場合
② Iターン者、Uターン者又はJターン者が、町内に定住する目的で、住宅を新築又は中古住宅等を購入した場合

●奨励金の額

①町内の建築業者が建築した住宅の請負金額や町内の方から住宅を購入金額（土地の購入金額を含む。）が500万円以上1,000万円未満の場合50万（うち町内商品券での支給割合が30％）
②同じく1,000万円以上の場合100万円（うち町内商品券での支給割合が30％）
③町外の建築業者の場合は、上記の半分の額となります。

●申請時期

住宅の完成又は取得完了の日以降から申請が可能で、受給資格を満たしてから1年以内に行わなければ交付が受けられません。

農林業や漁業を始める方を支援します



農林業と水産業を新たに始める人を支援するために「福島町農林水産業担い手支援条例」を制定いたしました。

当条例は、2つの事業で構成されており、1つが「福島町水産業担い手支援事業」、2つ目が「福島町農林業担い手養成事業」となっています。

条例は、平成24年4月1日から実施となります。

水産業担い手支援事業

●受給資格者

①町内に居住し、新たに漁業資格を取得し、漁業経営をしようとする方
②町内に居住し、既に漁業に従事している漁業後継者等の方で、新たに漁業資格を取得しようとする方
③町内に居住し、既に漁業に従事している漁業後継者等の方で、新たに異なる漁業種類を始める方
④町内に定住する意欲のあるIターン者、Uターン者又はJターン者で新たに漁業資格を取得して漁業経営しようとする方
⑤町内に居住する漁業後継者又は新規漁業者で漁業従事を目的に漁業研修所等で漁業技術の研修を受講する方

●奨励金等の額

①漁業就労奨励金　　30万円
②漁業従事研修助成金　　50万円
③住宅料支援金　　月額4万円以内
④漁業研修助成金　　50万円を限度とし、対象額の1/2の額（ただし、公的収入がある場合は、その額を控除した額が対象額となります。）

●申請時期

申請は、一人1回限りとし、奨励金等の受給資格が満たしてから1年以内に行わなければ交付が受けられません。

農林業担い手養成事業

●受給資格者

①町内に居住し、新たに農林業経営を行う見込みのある方
②町内に居住し、既に農林業に従事している農林業後継者で、今後、農林業経営を行う見込みのある方
③町内に定住する意思のあるIターン者、Uターン者又はJターン者で農林業経営を行う見込みがある方

●奨励金等の額

①農林業養成支援金　　月額20万円
②住宅料支援金　　月額4万円
③指導農家助成金　　月額3万円
④研修支援金　　年額15万円（年3回分）

●申請時期

申請は、1年単位とし最大3年を限度とし、奨励金等の受給資格が満たしてから1年以内に行わなければ交付が受けられません。

